

閲覧室の利用条件が変更になります

平成25年7月20日（土曜日）から閲覧室の利用条件が変更になります。

他の利用者の方に迷惑をかけない範囲で、資料は大切に扱っていただくことを前提に、閲覧室へのバッグと飲物（栓つき）の持込みが可能になりましたので、お知らせいたします。皆様方のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

◎ペットボトルや水筒等栓ができる飲み物の利用

他の利用者の迷惑にならない範囲において、多様なニーズにこたえたいと考えており、ペットボトル等栓ができる飲物に限り公開図書閲覧室、第二公開図書閲覧室、新聞閲覧室および児童図書閲覧室での利用を可能とします。

ただし、近くで飲物を飲まれることが気になる方もいらっしゃるので、成人閲覧室での飲物の利用は従来どおり禁止します。

なお、貴重な資料を置いている郷土資料室、資料調査室は従来どおり飲物の利用を禁止します。

◎バッグの持ち込み

座席の占領とならず他の利用者の迷惑にならない場合は、公開図書閲覧室、第二公開図書閲覧室、新聞閲覧室、児童図書閲覧室および成人閲覧室へのバッグの持ち込みを可能とします。

なお、貴重な資料を置いている郷土資料室、資料調査室は従来どおりバッグの持ち込みを禁止します。

【公開図書閲覧室、第二公開図書閲覧室、新聞閲覧室、児童図書閲覧室】

ペットボトルや水筒等栓ができる飲物の利用&バッグの持ち込み **どちらもOK。**

【成人閲覧室】

バッグの持ち込みは**OK**ですが、ペットボトルや水筒等栓ができる飲物の利用は**NG**。

【郷土資料室、資料調査室】

ペットボトルや水筒等栓ができる飲物の利用&バッグの持ち込み **どちらもNG。**



[佐賀県立図書館のトップページへ](#)